

## ～四半期開示見直し（四半期開示の一本化）について～

主任研究員 公認会計士 川島 直樹

当ディスクロージャー分析レポートでは、四半期開示見直し（四半期開示の一本化）により、追加で開示が求められるセグメント情報やキャッシュ・フロー情報について、現状の四半期報告書及び四半期決算短信において、どの程度開示されているか調査・分析を実施した。

### はじめに

2022年6月及び12月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告にて、四半期報告書（第1・第3四半期）と四半期決算短信について、四半期報告書の開示義務を廃止し、四半期決算短信に一本化する方針が示された。一本化の背景としては、①四半期報告書と四半期決算短信について、内容面での重複や開示タイミングの近接についての指摘があったこと及び②コスト削減や開示の効率化の観点から一本化となった。

そして、2023年6月29日と8月31日に東京証券取引所は、第1回及び第2回の「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を開催し、四半期報告書廃止後の四半期決算短信の内容・タイミング、レビュー等の方針案を示した。

### 方針（案）四半期決算短信の内容

#### 【基本的な考え方】

四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加し、開示を義務付け**

#### <財務報告の枠組み>

見直し後の財務諸表等規則・会計基準（※）のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を

### 認めるとともに、必要な事項を追加（キャッシュ・フローに関する注記）

※開示事項については、現行の第1・第3四半期報告書から、一部省略を認める想定

※ベースとなる枠組みについては、関係者における今後の対応を踏まえて検討。なお、ASBJでは、四半期報告制度見直しへの対応が審議テーマとして挙げられており、今後関連する会計基準等の検討が行われる見込み。

#### <開示の内容>

財務諸表…日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け

➤ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（キャッシュ・フロー計算書は投資判断に有用な情報として積極的な開示を要請）

注記事項…現行の注記事項に「**セグメント情報等に関する注記**」「**キャッシュ・フローに関する注記**」を追加

➤ **セグメント情報等に関する注記**（新制度における半期報告書と同水準）

➤ **キャッシュ・フローに関する注記**（キャッシュ・フロー計算書を省略する場合）

## 方針（案）四半期決算短信の開示タイミング

【方針（案）】

**決算の内容が定まり次第開示**を求める。なお、**四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示**を求める

## 方針（案）レビューの一部義務付け

【基本的な考え方】

■ 1 Q・3 Q四半期決算短信について監査人によるレビューを一律には義務付けないが、会計不正等により、**財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合**に、監査人によるレビューを義務付け

■ その際、上場会社・監査人における**予見可能性の観点から、義務付けの要件を明確に規定**する。具体的には、会計不正等を踏まえた監査人の意見や金商法上の経営者による財務報告に係る内部統制の評価、監査人の監査・レビューが求められる法定開示書類の提出状況等をその要件とする

## 方針（案）2 Q・通期決算短信の取扱い

【基本的な考え方】

■ 2 Q・通期は、法定開示が存続することから、2 Q・通期の決算短信については、現行の取扱いを維持

## 調査の概要について

本調査では、決算日が2022年07月1日以降、2023年6月30日以前で、2023年8月15日までに開示された第1四半期の四半期報告書及び四半期決算短信にて、追加で開示が求められるセグメント情報やキャッシュ・フロー情報について、どの程度開示されているか調査・分析を実施する。本調査においては、「開示Net」（㈱インターネットディスクロージャー）を用いて調査している。

## 調査結果について

四半期決算短信においては、速報性が求められる事項（サマリー情報並びに四半期連結財務諸表及び主な注記）に限定して記載を要請しているため、セグメント情報については省略可能となっている。

第1四半期にて、セグメント情報を開示している会社数（母集団3,915社）は、以下のとおりである。

	会社数
第1四半期決算短信	2,539
第1四半期報告書	3,915

（注）単一セグメントであるため、セグメント情報の開示を省略しているケースも含む。

四半期決算短信では、セグメント情報の開示は必須ではないが、約3分の2の会社が四半期決算短信でもセグメント情報を開示していた。

次に、キャッシュ・フロー計算書については、四半期報告書において、IFRSでは全ての四半期で必須となるが、日本基準では第1四半期と第3四半期は省略可能となっている。

第1四半期にて、キャッシュ・フロー計算書を開示している日本基準の会社数（母集団3,645社）は、以下のとおりである。

	会社数
第1四半期決算短信	228
第1四半期報告書	226

一方、第1四半期にて、キャッシュ・フロー計算書を開示している日本基準以外の会社数（母集団270社）は、以下のとおりである。

	会社数
第1四半期決算短信	217
第1四半期報告書	270

四半期決算短信でキャッシュ・フロー計算書を開示している会社数は、日本基準の会社の方が若干多いものの、割合で見ると日本基準の会社の約6.2%の会社が任意で開示しているに過ぎないという結果であった。

## おわりに

四半期開示見直しに係る改正は、2024年4月1日から施行され、施行日以降に開始する事業年度に係る半期報告書から新制度の対象となることが提案されている。

セグメント情報については、現在も約3分の2の会社が四半期決算短信で開示しており、四半期報告書でも開示項目であったため、実務の負担は大きくないと考えられる。

キャッシュ・フロー計算書についても、第1回の検討会において、IFRS・米国基準では開示が検討されていたが、第2回の検討会では、日本基準と取扱いに差は設けないことになり、注記は求められるものの、こちらも実務の負担は大きくないと考えられる。

ただし、現状では方針（案）であり、今後第3回の検討会を予定しているため、今後の動向を注視する必要がある。

以上